

特殊詐欺被害防止に向けた ATM 利用限度額 変更のお知らせ

令和 8 年 3 月 1 日

お客さま各位

佐渡農業協同組合

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、社会的に深刻な問題となっている特殊詐欺の発生状況を受け、お客さまが安心してキャッシュカードなどをご利用いただけるよう、被害の発生・拡大を防ぐ対策に取り組んでおります。

このたび、ATM においてお客さまの貯金が不正に払い出される特殊詐欺の犯罪が増加していることを受けて、キャッシュカードによる取引時の 1 日あたりの利用限度額を以下の通り変更させていただきます。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、警察庁からの要請も踏まえた対応であり、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 対象のお客様

新潟県内の J A でキャッシュカードをお持ちのお客様

2. 実施日

令和 8 年 6 月 1 日 (月)

3. 変更内容

媒体種別	対象取引	変更前	変更後
IC キャッシュカード JA カード (一体型)	IC 取引	100 万円	50 万円
磁気ストライプ キャッシュカード	磁気取引	50 万円 (変更なし)	

※ 県内外 J A ならびに提携金融機関 ATM、コンビニ ATM、ゆうちょ ATM でのお引出し額、お振替額、お振込額とデビットカードご利用額を合算し、1 日あたりの利用限度額が 50 万円となります。

※ ご利用限度額を個別に設定しているお客さまは、引き続き現在のご利用限度額でご利用いただけます。

※ ご利用限度額の変更をご希望される場合は、お取引のある店舗にお問い合わせください。なお、限度額の引上げをご希望の際は、お客様へ目的をご確認させていただき、目的が確認できなかった場合は普通貯金規定第 14 条に基づき、限度額の引上げをお断りさせていただくことがあります。

※ 満 70 歳以上かつ 3 年以上、①窓口または ATM でお取引がない個人のお客様、② ATM でのキャッシュカードによるお振込みがない個人のお客様は、ATM でのお取引が制限されておりますので、お取引のある店舗にお問い合わせください。